

令和5年度第4回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和6年2月13日（火）15:30～16:50

場所：守山市役所新庁舎 3階31会議室

【会議次第】

1. 開会

2. 議題

(1) 「もりやま障害福祉プラン2024」パブリックコメントの手続きの結果報告について
…資料1

(2) 「もりやま障害福祉プラン2024」原案について …資料2

3. 閉会

配布資料

・次第

・もりやま障害福祉プラン2024策定に係るパブリックコメントの手続き結果について 資料1

・もりやま障害福祉プラン2024原案について（パブリックコメント反映分） 資料2

1. 開会

2. 議題

- (1) 「もりやま障害福祉プラン 2024」パブリックコメントの手続きの結果報告について
- (2) 「もりやま障害福祉プラン 2024」原案について

事務局

前回、第3回障害者施策推進協議会で再検討するとしていた事項について、3点報告する。

1点目が、「もりやま障害福祉プラン 2024」原案の57ページ、「基本目標の進捗を測る指標」の「障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数」について、令和6年度から令和8年度までの目標値が10回と変わらないというご指摘をいただき、再検討した。

人権学習会が年2回、そのうちの1回が同和問題となっており、残り1回が障害者や高齢者、女性や子どもの人権をテーマとして取り組むこととなっている。そのため、実現可能な回数として10回としている。

2点目が、精神の場合、障害の特性に応じて高齢者や他の障害と同じような形で中身を推進されていない部分があり、福祉の単位の中でも病院と地域の支援事業者の連携強化や、障害手帳保有者だけでなく、精神保健に課題のある人の相談を各市町村で受けられるように、相談充実に向けた庁内各課との連携を計画に記載してほしいというご指摘をいただき、再検討した。

精神障害者の場合、障害者手帳を保有されていない方も多く、医療受診につながっていない方もいる。現在、精神保健に課題のある方の相談は、すこやか生活課・障害福祉課の他、生活支援相談課、健康福祉政策課等でも受けており、早期発見、早期解決に導けるよう図っている。また、「基幹相談支援センターみらいく」でも、精神障害者の相談支援を実施している。これらの内容を原案の70ページ、障害のある人とその家族への重層的な支援体制の推進として記載した。

3点目が、原案83ページの災害時の支援に関して、「一人ひとりの特性に応じた個別避難計画の策定を計画的に進めてまいります」とあるが、災害対策基本法の改正により、令和7年までに個別避難計画を策定することになっている。少なくとも令和5年度から7年度までに優先度の高い方については個別避難計画を作り、見直しもしながら進めていくというように、直近の課題として捉えるべきであるというご指摘をいただき、再検討した。個別避難計画については、どのような方から優先的に策定していくかを含め、庁内で検討している。当課からは、重度障害者を優先して着手できないかと求めており、関係各課と連携しながら速やかに策定できるように努めたいと考えている。これらの内容を原案の94ページと96ページ、「計画的に」という文言はそぐわないと判断し、本人を取り巻く関係者と連携を図りながら、特性に応じた個別避難計画の策定を進めるという文言に変更した。

会長

ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いします。

事務局

資料1「もりやま障害福祉プラン2024策定に係るパブリックコメントの手続報告について」に基づき、パブリックコメントおよび市民説明会の開催状況について説明。

パブリックコメントの実施期間としましては、令和6年1月15日（月）から2月2日（金）まで実施した。原案公表方法として、一つ目が備付縦覧等となっている。市役所障害福祉課、公文書館、市役所3階閲覧所、駅前総合案内所、すこやかセンター、生涯学習・教育支援センター（エルセンター）、図書館、もりやまエコパーク交流拠点施設および各地区会館での備え付けならびに市ホームページで掲載した。二つ目が市民説明会となっている。第1回目を1月24日（水）18時30分から速野会館の多目的室で開催し、3名がご参加。第2回は、1月27日（土）9時30分から守山市役所防災会議室で開催し、5名がご参加した。また、意見の提出方法としては、書面提出：持参、郵送、FAX、電子メール、意見提出フォーム等のいずれかの方法である。

資料2「もりやま障害福祉プラン2024原案について」では、今回、頂いたご意見を反映区分として「①原案を修正するもの」「②原案には反映できないもの」「③既に原案に記載済みのもの」「④その他」の4区分に分類している。

頂いたご意見の内容を大きく分けると、資料1のNo.1～11で、原案の第4章基本目標1と2に該当するご意見。資料1のNo.2～22で、原案の第4章基本目標3～7に該当するご意見。資料1のNo.23～38で、原案の第5～6章とその他の意見に該当するご意見となっている。

では、資料1のNo.1～11について説明する。

資料1「もりやま障害福祉プラン2024策定に係るパブリックコメントの手続報告について」のNo.11までを説明

会長

ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いします。

委員

市民説明会の参加者が8名と少なく、意見が反映されたのかが疑問である。地域の状況を熟知している自治会長や民生委員、福祉協力員等に事前に働きかけたら、もっと出席があったのではないかと思うが、事務局はどう考えているのか。

事務局

市民説明会はホームページや広報で案内したが、福祉協力員や民生委員等への個別の案内はできていなかった。広く案内すればよかったと思う。

委員

守山市自殺対策連絡協議会の会議でもパブリックコメントの話が出たが、説明会ではなくYouTube

で計画の内容を公開した結果、前回のパブリックコメントでは数名だったが、146 人の閲覧があり、意見は少なかったが、多くの方が見られたということだった。パブリックコメントについては、市として統一していないのか。

事務局

動画の再生回数では皆さんが最後まで見ているかは分からない。今回、すこやか生活課が YouTube で説明されたのは、子育て世代向け、比較的若い層を対象にした周知を念頭に置いていたためと聞いている。障害福祉課では、顔を合わせて話をさせていただき、直接ご意見や思いを伺う貴重な場ということもあり、基本的には対面方式で説明会をさせていただいている。市として統一して YouTube を活用などと方針は決まっていないが、対象者や計画の意見の吸い上げ方の目的に応じて、手法を弾力的に変更したり、運用すればいいと思う。私たちも、今回すこやか生活課が新たに行った YouTube のパブコメの成果を検証して、有効であれば取り入れたいと考えている。

委員

守山市の市民参加と協働のまちづくり推進会議の委員をしている。パブリックコメントの在り方についての協議があったが、説明会を開いても参加者が 3 人など、どの課も苦勞されている。パブリックコメントが形骸化しており、もっと有効的に行うためにはどうすればいいのかという時代になっていると思う。市民参加と協働のまちづくり推進会議とも連携しながら、市として効果的な手法を取り入れていただければと思う。

事務局

こちらからのアピールも不足していたと反省している。広報、ホームページに加え、安全・安心メールでも PR をしている。基本的に誰でも使える媒体で、より広く市民の方に情報を行き渡らせるような形で周知することを考えたい。

会長

すこやか生活課が使われた YouTube の検証の基に、ほかのご意見も聞きながら、利点・欠点があると思うので、実際に行う場合は、また検証していかなければいけないと思う。多くの市民の方々に知っていただくのに越したことはないと思うので、検討していただきたい。

委員

守山市の自立支援協議会が 2 カ月に 1 回開催されている中で、以前プランに関して概要を 10 分ほど説明されたが、質問や意見までは出なかった。自立支援協議会はテーマを決めて説明や意見交換を行っており、行政、医療機関、事業所など 150 団体が参加している機関なので、「もりやま障害福祉プラン 2024」について 1 時間程説明をして意見交換ができたらと思う。

事務局

市民説明会でも、自立支援協議会の中での議論があればよかったのではないかという意見を頂いた
ので、検討したいと思う。

委員

No. 1 の意見で「市民だけではなく行政機関と団体を追記してほしい」とあったが、これを「市民
等」という言葉一つで片付けていいのか。「市民等」の中に、行政機関と団体が含まれていると分か
るのだろうか。

事務局

団体の中には営利法人も非営利法人もあるし、行政機関にも教育機関も含めていろいろあるため、
ここに羅列するよりも、広義の意味で「市民等」とさせていただいた。市民も含めた広がりのある中
での理解の啓発という意味である。

委員

「市民・関係団体等」にすると、個人と組織ということで幅が広がるのではないか。

事務局

地域共生社会と言うため、地域を構成する皆さんそれぞれを指す言葉があればいいと思い、「等」
を付けることで全体をみると考えた。「市民・関係団体等」に表現を改めたい。

会長

今の部分は「市民・関係団体等」ということで、再度精査していただきたい。

他になければ、資料1「もりやま障害福祉プラン2024策定に係るパブリックコメントの手続報告に
ついて」のNo. 12～22の説明をお願いする。

事務局

資料1「もりやま障害福祉プラン 2024 策定に係るパブリックコメントの手続報告について」の
No. 12～22 を説明

会長

ただ今の説明について、質問、意見等があればお願いします。

委員

資料1、8ページの「提出されたご意見」に、新庁舎において、市議会場の議長席にスロープがな
い、手話通訳者が立てる空間がない、聴覚障害者はエレベーターに閉じ込められた時の通話手段がな
いと書かれていた部分について、市の意見を伺いたい。

事務局

回答欄にもあるように、ユニバーサルデザインチェックを実施して必要最低限のバリアフリー化は図ってきたが、市議会場の議長席にスロープがない、手話通訳者が立てる空間がない等のご指摘は、その通りである。100%のバリアフリー化には至っていないと認識しているが、設備的に至らない部分は、職員の声掛けや支援が必要な方に寄り添うなど、人的な環境整備で補い、ご不便をお掛けしないような運営をしたいと考えている。

会長

できる限りのことを行うのは合理的配慮で必要なもので、今の回答は間違いではないが、障害者の会議を越えて議会にまで関わることなので、議会関係の会議のほうに伝えていただきたいと思う。人的な配慮以外に、今後スロープに代わるものや、手話通訳者の立てる空間は今の時代は非常に重要なもので、対応は必要だと思う。エレベーターの件は、早急に市全体での会議に上げていただきたい。

事務局

パブリックコメントを頂いた時点で担当課に確認したところ、市議会場の議長席にスロープがない点については、移動式のスロープで対応できるということ、市議会場の手話通訳者が立てる空間については、位置の工夫をすること、エレベーターの件については、引き続き検討が必要な課題として関係課一同で確認している。

委員

97 ページの防災に関して、中学校の校長先生から話を聞いたところ、滋賀県は津波が来ないので守山市にいるときは心配ないが、修学旅行や旅行先が海に近く地震が起こった場合は、津波が襲ってくるケースがあるため、津波に対する知識は必要ということで、学校では子どもたちに、津波が起こったときは高台に避難することを教えているそうだ。さまざまな所で偶然災害に遭うこともあるので、危機管理の面からも、さまざまなケースを考えた防災知識を身に付けることが必要であり、これから取り組むべき課題だと思った。

会長

学校の教育で、滋賀県では津波がないというところで終わっているのであれば問題だと思うので、教育委員会を通じて伝えてほしい。滋賀県には津波はないけれども、ほかで遭遇する可能性があることを区別しておく必要があると思うので、注意点として広報等で考えていただきたい。

事務局

資料1「もりやま障害福祉プラン2024策定に係るパブリックコメントの手続報告について」、資料2「もりやま障害福祉プラン2024原案について」に基づいてNo.23～38の説明

会長

ただ今の説明や全体を通じて、質問、意見等があれば願います。

委員

資料2、12ページの平成25年～令和5年までの国の法整備が記載されているところに、市と県の条例も加えていただけると分かりやすいと思うが、いかがか。

事務局

検討させていただく。

会長

可能であれば加えていただき、無理であれば別の形で検討いただきたい。

意見がなければ、以上で、予定していた議題は終了する。時間があるので、1年を通じてのご意見等を頂きたい。

委員

資料1の各項目に市の考え方が記載されているが、具体的な数字や意見を求められているものに対して、抽象的に感じる。福祉人材の確保については、具体的に予算等を付けていただくような計画の結果を載せていただくとありがたい。病院等がされている学校の授業料等の免除の代わりに、守山市内の事業所に職員として3年間以上勤めていただくと何年間は家賃補助を付ける、または、駅近くのアパートやマンションを借り上げて寮にして無償化するというような、人材を確保できる仕組みを具体的に立てていただくと、現場としては力強い。

この1年、難しい貴重な場に参加させていただき、皆様のご意見は参考になった。法人に持ち帰ってできることをしていきたい。

会長

人材については似たことをされていると思うが、いかがか。

事務局

「障害者入所施設就職支援事業補助金」として、入所施設に就職していただいた方に補助金を出している。その補助金の見直し等も含め、今のようなご意見をどんどん出していただければありがたい。

委員

計画はできたが、予算はこちらとは関係ないのか。

会長

予算は本委員会には権限がない。

委員

計画のスケジュールを作成して、実施する項目を割り振ると、予算計画を作成できないことはないと思う。

事務局

福祉人材については、障害福祉施策のよりどころはこのプランであり、3年間このプランを基に施策を展開していくベースになる計画である。令和6年度の当初予算も、このプランを基に当初要求をさせていただく。今の段階ではまだ提案をしていないため中身については申し上げにくいですが、この計画を基にした福祉人材の新たな施策や拡充の施策も、予算として検討しているところである。

おっしゃるとおり、この計画を基に施策を展開するための予算を今後、財政部局に対して説明、要求していく形になると思う。

委員

重度の方のグループホームを3施設つくる計画だが、1年に1施設つくっても3年かかるので、予算がなければ実現できないと思う。

事務局

このプランの中でうたっていることは議会でも承認を頂くものである。このプランの中でグループホームを3箇所つくるという話を進めていくことは、このプランに沿う施策の推進になるため、これまで議会に対して1年かけて説明させていただいたものをベースに、新たに必要な予算要求をしていくので、ゼロからの議論にはならないと思う。

委員

権利擁護について、知的障害、精神障害の方は後見人制度があり、財産の管理やトラブルがあった場合、間に入ってもらえたりするが、身体障害者などにはそういう制度がなく自分で財産の管理をしなければいけないので、何とかならないのかと思う。

また、最近はキャッシュレスが進んできたが、現金でなければ支払えない場合もある。障害者の方は自分でお金を下ろすことが難しく、ヘルパーと一緒に行ってカードの番号を言ってお金を下してもらわなければいけない。ヘルパーさんが勝手にお金を下ろすことはめったにないと思うが、個人情報保護の観点からは良くないと思うので、どんな障害があっても自分の財産を安心して管理できる仕組みができればと思う。

会長

今後のプランになると思うが、非常に重要な意見だと思う。

事務局

成年後見制度や社会福祉協議会が行っている地域福祉権利擁護事業は、大前提として日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方が、適切に日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助が受けられるように手伝わせていただく制度になる。委員がおっしゃった支援とは少し違うものになるが、今言われた個人情報についての意見は大きな問題であり、気付きを頂いた。

会長

大切なご意見である。後見人等に関しては、弁護士、社会福祉協議会、市などの話し合いの、守山市として、今後、先進的に考えていくことができないかを検討できればいいと思う。

個人情報の件については、ヘルパーの方にカードの番号を言うと言われたが、装置を使ったり、電子取引等も含めて個人情報の保護ができる形について、金融関係の方も含めて話し合う機会があれば、ぜひ出していただきたい。

委員

この福祉プランを何冊作って、どこにどのように配布するのかを知りたい。たくさん作って守山市民が誰でも見ることができるというのは無理だと思う。概要版は配布されるが、概要だけではあまり分からないので、もう少し細かいところまで分かるものにしてほしい。

事務局

福祉プランは、自立支援協議会や民生委員、協議会等に配布してきたが、できる限りホームページに上げることによって皆さんと共有していただける形で取り組んでいきたいと考えている。

会長

ホームページでは、冊子そのものが見られるのか。

事務局

その形で出す予定にしている。

会長

概要版は、短いほうがぱっと見やすいのか、多いほうが見やすいのかは人によって違うと思うが、詳しく見たい方にはQRコードで飛べるようにすることもできる。

ホームページを中心に考えておられるということか。

事務局

そうである。

委員

今回、教育や若い方の話題にあまり触れられていなかったが、資料2の84ページ、「⑩教育相談」に不登校についての記載がある。この会議は障害に関する会議なので、皆さんは身体障害や発達障害が原因で不登校になると思われていると思うが、最近は、性的マイノリティが原因で学校になじめず不登校になり、苦しくなって、もっと追い込まれた場合、最悪自分で自分の命をとということもあるし、大きな災害の時に、避難所に行けずに車や自宅で避難する人もいると思う。性的マイノリティの方は、日本で最低でも3%はいると言われており、守山市の人口で計算すると、2,600人になるので、守山市の身体障害者手帳の所持者の400人よりも多い計算になる。今回のプランに性的マイノリティの記述がなかったので、できればどこかに記載してほしいと思う。

事務局

検討させていただきたい。

会長

以上で本日予定した議題は終了した。事務局より連絡事項をお願いする。

事務局

今後の予定としては、本日ご審議いただいた内容を基に最終校正を行い、3月に市議会に報告した後、製本となる。製本後は、委員の皆様や関係機関に配布させていただき、令和6年度の計画実施に向けて取り組みたい。

会長

日本は審議の進め方のプロセスが違うためパブリックコメントが出にくい状態で、自治体によってはゼロの所もあるが、私自身は、この状況の中でパブリックコメントがよく出てきたと前向きに思っているのので、今後は、ぜひもっと出るようになればいいと思う。審議にご協力ありがとうございます。事務局にお返しする。

3. 閉会

事務局

本日で今年度の障害者施策推進協議会は終了となる。来年度の障害者施策推進協議会は、当プランの進捗状況や守山市の障害者施策についてご意見、ご検討いただく場として開催したい。来年度もよろしく願います。

これで会議を終了させていただく。本日は、どうもありがとうございました。